

## 2019年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）の募集について

文部科学省から、2019年度大学推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）の募集通知がありました。

大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けて本学において日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受けることを目的として新たに外国から留学希望する方がいましたら、必要書類を添えて、3月15日（金）までに推薦願います。

応募書類が間に合わない場合、審査に最低限必要な（申請書）（在学証明書）（学業成績証明書）をPDFデータ等で先に提出ください。審査後に残りの書類を提出していただきます。

また、推薦が決定した場合に、推薦・受入教員には、「推薦調書」の作成等にご協力いただきますので、予めご了承ください。

### 【岩手大学推薦可能数=1名】

\*募集通知及び様式=文部科学省HPからダウンロードできます。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/1412890.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1412890.htm)

#### 【応募資格・条件】

1. 大学間交流協定等に基づき、相手大学から公式に推薦を受けた者で、新たに外国から留学する者。
2. 原則として、1989年4月2日～2001年4月1日までの間に出生した者。  
**\*これ以外の者を推薦する場合は、必ず事前に国際課までご連絡ください。**
3. 渡日及び帰国時点で外国の大学学部に在学し、原則として日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。（専攻名に「日本語」又は「日本文化」が含まれていること。）
4. 日本語による履修が可能な程度の日本語能力を有する者。
5. 研修コースの始まる2週間前からコース開始日までのうち、受入大学の指定する期日（9月末頃）までに渡日可能な者。（自己都合で所定期日以前に入国する場合、渡日旅費を支給しない。また受入大学の指定する期日までに渡日出来ない場合は辞退すること。）
6. 奨学金支給期間終了後は、直ちに帰国・復学し、引き続き学習を続けること。また日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加し、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の向上に努めること。
7. 下記の場合は対象外とする。判明した場合は辞退すること。

#### ●過去に文部科学省奨学生留学生であった者。

- 既に「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国での申請時から奨学金支給期間開始前まで私費留学生として本邦大学等に在籍・在籍予定の者。ただし、現在私費留学生である者が、研修コースが始まる前に修了し帰国することが確実な者についてはこの限りでない。
- 渡日後にこの奨学金と重複して、自国の政府派遣奨学金等を受給している者（受給が決まっている者を含む）

●2019年9月1日現在において、大学での日本語学習期間が通算1年に満たない者。（複数の大学

等で学習歴があり併せて1年以上を満たす者は、必ず証明書類を提出すること。)

- 大使館推薦や日本学生支援機構が募集する海外留学支援制度への併願、他大学との重複申請はできません。
- 入学時点での日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。

#### 【奨学金】

- 支給期間は、2019年10月から2020年8月（支給期間の延長は認めない。）
- 月額117,000円支給。ただし、休学または長期に欠席した場合は支給されない。
- 下記の場合、奨学金の支給を取り消す。また返納を命じることがある。
  - ・申請書類に虚偽の記載が判明したとき。
  - ・誓約事項に違反したとき。
  - ・日本の法令に違反し、無期又は一年を越える懲役若しくは禁固に処せられた時。
  - ・大学で退学等の懲戒処分を受けたとき、除籍になったとき。
  - ・成績不良や停学等により標準期間内で研修コース修了が不可能になることが確定したとき。
  - ・「留学」の在留資格が他に変更になったとき。
  - ・他の奨学金の支給を受けたとき。

#### 【注意事項】

- 学位取得を目的とした制度でないため、プログラムの途中又は修了直後に日本政府奨学生として大学の学部・大学院修士・博士課程に入学することができない。
- 渡日後すぐに奨学金を受給できないため、当座の生活資金として当面必要な2,000米ドル程度用意すること。
- 特に中国・ロシア・ミャンマー等は出国許可・旅券取得に相当の時間を要する場合があるので確認しておくこと。
- 「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入戦略（報告書）」を踏まえ、重点地域に配慮して申請すること。ただし、推薦の際には、候補者が特定国に偏ることのないよう特に配慮すること。（一国あたり3名を上限とし、かつ推薦者全体に占める割合が50%以内であること。）
- 当該プログラム修了生のフォローアップ状況を調査している。帰国後の連絡先・進路等を確実に把握し、関係を継続してネットワークを国際化に役立てていること。  
来年度以降、当該プログラムの修了生に対し、各大学で行っているフォローアップ状況等を採用基本枠に反映させるものとする。
- 渡日後、他大学への進学・転学は認めないので、予め周知しておくこと。

#### 【留学生作成 提出書類】

- ・（別紙様式4）申請書（日本語又は英語で作成）
- ・本人の国籍身分を証明する書類

(例えば、パスポートの写し、本国の戸籍抄本、市民籍等の証明書の写し)

- ・在籍中の大学に関する在籍証明書
- ・在籍大学（在学年次までの全学年）の学業成績証明書（写し可）
- ・在籍大学の推薦状（岩手大学長宛のもの）
- ・日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類  
(学業成績証明書で在籍大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上であることを証明できない場合のみ)
- ・日本語の語学能力を客観的に示す材料（例えば、JLPT等の証明書）
- ・写真（6ヶ月以内に撮影したもの、電子データ可）

**【受入教員作成 提出書類】**

- ・(別紙様式1) 推薦調書